

玄関帳場等を設置しない場合の取扱いについて

平成30年7月20日 生衛第422号

各保健所及びセンター所長宛

岐阜県健康福祉部生活衛生課長通知

平成31年3月28日 生衛第1022号 一部改正

令和3年3月24日 生衛第1083号 一部改正

令和7年9月12日 生衛第444号 一部改正

1 対象となる施設について

旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設

2 玄関帳場等を設置しないことができる要件について

玄関帳場等を設置しないことができる要件は、次の（１）～（３）全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができていないこととする。

- （１）事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ）に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

営業者、従業員又はその委託を受けた者（以下「管理者」という。）が、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分程度で旅館業の施設に到着できる体制が確保されていること。

具体的には次の①から④までについて十分な対応を行う体制であることを確認できていること。

- ①緊急時の客から管理者への連絡（※）
- ②管理者の緊急対応
- ③宿泊者の安全確保
- ④関係者による状況把握

※ 管理者への連絡手段として、営業者自らが通話機器を設ける必要がある。

なお、通話機器には、以下のものは含まれない。また、通話機器には短縮ダイヤルを設定する等の配慮があることが望ましい。

- ・宿泊者が費用負担しないと発信できないもの（いわゆるピンク電話等）
- ・音声通話ができないもの
- ・通話の都度、発信者又は受信者になんらかの手続きが必要となるなど、通話がすぐにできないもの

- （２）次のア又はイいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認を実施すること。

ア 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること

イ ICTを活用した方法（自動チェックイン機器等）により、本人確認情報及び事前共有情報の照合並びに宿泊しようとする者の顔の録画を行うこと

アについて

- ・ビデオカメラ等は本人確認及び出入りの状況の確認に必要な性能を有しているものであること。
- ・常時鮮明な画像により実施することとは、現況の画像をディスプレイ等に表示し、営業者等がその画像を確認できる体制となっていることを指すものであること。
- ・宿泊者の本人確認は、対面又は対面と同等の手段として以下の要件に該当するICTを活用した方法等により行うこと。

＜要件＞宿泊しようとする者の顔及び旅券が鮮明な画像により確認でき、かつ、当該画像が施設の近傍から発信されていることを確認できること。

（例）施設等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等

イについて

- ・宿泊しようとする者が示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合するための自動チェックイン機器等（以下「自動チェックイン機器等」という。）が設けられていること。

○事前共有情報：営業者の発行する二次元コードや暗証番号等

○本人確認情報：氏名、住所、連絡先その他本人確認に必要な情報

- ・自動チェックイン機器等により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととする。
- ・宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要などきに録画した画像の確認を実施すること。
- ・宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問合せができるような設備や体制を確保すること。

ア・イについて（共通）

その体制の適否の判断にあたっては、営業者の運営体制、委託先との契約等の内容により具体的に判断されるものであること。

具体的には次の①から③までについて十分な対応を行う体制であることを確認できていること。

- ①宿泊者の出入りの状況の確認
- ②宿泊者の本人確認と宿泊者名簿の記載
- ③宿泊者以外の外部への対応（※）

※ 外部への対応方法として、建物外部の見やすい場所に、管理者の連絡先（電話番号）を明記する必要がある。

（３）鍵の受け渡しを適切に行うこと

本人確認を受けた者でなければ、客室の鍵（開錠するために付与された情報等を含む。）の交付がされないものであること。

3 申請時に必要な添付書類について

- ・ 玄関帳場等を設置しない場合の概要書（別紙様式1）
- ・ ビデオカメラ等の設置場所及び撮影方向並びにこれらの画像を確認する場所について地図及び建物の図面等を用いて明示した書類
- ・ 自動チェックイン機器等の概要を記載した書類（カタログ・仕様書等、チェックインの方法がわかるもの）
- ・ 委託先との契約内容を記載した書類の写し
- ・ その他保健所長が必要と認める書類

4 許可に際しての留意事項について

- （1）本通知に基づく許可を行う場合、申請時に提出した「玄関帳場等を設置しない場合の概要書」記載事項に変更がないこと（玄関帳場等を設置しない場合）を営業を行う条件として附すことを要しないことと改める。
- （2）許可申請時に提出した「玄関帳場等を設置しない場合の概要書」の記載事項を変更する際は、「玄関帳場等を設置しない場合の概要書記載事項変更届」（別紙様式2）をあらかじめ提出することとする。
- （3）改正前の通知に基づき、上記4（1）のとおり営業を行う条件を附している場合であっても、本通知に基づく条件を満たす場合は変更することができるものとして取り扱うこととする。